

空き家等の対策に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と千葉司法書士会（以下「乙」という。）は、成田市における空き家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空き家等が管理不全な状態とならないよう空き家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空き家等 市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。

（2）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により、倒壊し、又は建築材料が飛散し、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態

ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態

（3）所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）市内にある空き家等の所有者等から空き家等に関する法律や相続及び各種契約に係る相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。

（2）甲が発行する広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、乙が行う空き家等の相談業務等の広報に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空き家等に関し、次の業務を行う。

（1）空き家等に関する法律相談等

（2）空き家等の相続人の調査、特定及び相続登記

（3）空き家の利活用、跡地利用等に関する各種契約内容の相談

（協定書の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年4月13日

甲 千葉県成田市花崎町760番地

成田市長 小泉 一成

乙 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目2番1号

千葉司法書士会

会 長 齋藤 正志